

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2430号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



町村自治確立総決起大会ひろく

全国町村会と全国町村議会議長会は2月25日、東京の日本武道館で町村自治確立総決起大会を開催し、全国から参集した町村長と町村議会議長等約6千人が出席した。

今回の総決起大会は、合併特例法の期限が切れる平成17年4月以降の小規模市町村の取扱いについて、事務権限を縮小したり、強制的に周辺自治体に編入させるなどの案が取りざたされるなど、町村の存立基盤を揺るがすような憂慮すべき状況にあって、全国の町村長及び町村議会議長が一堂に会し、一致団結して存亡を賭けた運動を展開する契機とするために開催したもの。全員がスローガンを掲げた鉢巻きを着用して参加し、合併の強制や権限の縮小、強制編入に反対し、税財源の充実確保を求めた決議を行った。

また、大会終了後には、両会の役員が政府・国会・政党などに対し実行運動を行い、大会決議の実現を要請した。

町村自治確立総決起大会特集 目次

	町村自治確立を期して決議を採択	3
	主催者あいさつ	
	全国町村会長 山本文男 町村自治の確立を目指し、一致団結して強力な要請活動の展開を	4
	全国町村議会議長会会長 安原保元 町村自治の確立こそ、日本再生のための最善の策	6
	来賓あいさつ	
	内閣総理大臣 代理内閣官房長官 福田康夫 日本の再生と発展に向かって共に歩みを進める	8
	総務大臣 片山虎之助 自立と個性と競争の地方自治のため行財政基盤の確立を	10
	自由民主党 政務調査会長代理 久間章生 国と地方が一体となって改革に取り組みを	12
	民主党代表 菅直人 権限と財源の移譲を通して行き詰まりの打開を	14
	全国市長会会長 青木久 町村と一致協力して真の地方分権の実現に取り組む	16
	大会来賓氏名	18
	宣言	20
	決議	21
	司会者・議長団等	23
	実行運動	24
<hr/>		
【活動】	「町村の訴え～町村自治の確立と地域の創造力の発揮」を刊行＝全国町村会	25
【活動】	山本会長が地方制度調査会専門小委員会で意見	26
【情報】	新任都道府県町村会長の略歴（福井県）	32

町村自治確立総決起大会

町村自治確立を期して決議を採択

全国町村会（山本文男会長・福岡県添田町長）と全国町村議会議長会（安原保元会長・広島県神辺町議会議長）は二月二十五日、東京・九段の日本武道館で町村自治確立総決起大会を開催した。全国の町村長と町村議会議長の総意を結集して、町村が魅力と活力ある自治体として引き続きその役割を果たせるよう、住民自治を守るとともに、行財政基盤の確立を期して開催したもので、全国から町村長、町村議会議長、その他町村関係者約六千人が参加した。また来賓として内閣総理大臣代理福田内閣官房長官、片山総務大臣、自由民主党久間政務調査会長代

理、菅民主党代表、青木全国市長会会長（東京都立川市長）、滝口全国市議会議長会地方財政委員長（北海道芦別市議会議長）が出席した。大会は齋藤全国町村会副会長（茨城県開城町長）、服部同常任理事（三重県菟野町長）、佐藤同常任理事（徳島県穴吹町長）の司会で進められ、はじめに田中全国町村会副会長（岐阜県垂井町長）と坂牛全国町村議会議長会理事青森県鯉ヶ沢町議会議長）が閉会の辞を述べた。

続いて主催者を代表して山本全国町村会会長と安原全国町村議会議長会会長があいさつに立った。



山本会長は「明確な根拠も示さないうまま町村は能力がないと一方的に決めつけ、その権限を制限・縮小し、強制編入合併の対象にすることは自治を踏みこじるものであり、地方分権の理念にも反し、絶対に容認できない」と述べ、安原会長は「危機的な財政状況にある我が国を再生させる道は地方分権改革と規制緩和しかない。行政、税財政の両面から町村の自治を確立し

ていくことこそ日本再生のための最善の策である」とあいさつした。

次いで、大会の意義を明らかにするために児玉全国町村会副会長（広島県高宮町長）と太田全国町村議会議長会理事（愛知県赤羽根町議会議長）が「町村の存立なくして地域の発展も国の繁栄もない。我々町村長及び町村議会議長にある者はこの信念のもと、事態を厳しく受け止め、一致団結して町村の自治を守り、将来にわたりその役割を果たせるよう強力な活動を展開していくことを誓う」と宣言文を朗読、満場の拍手で採択された。

その後、来賓あいさつに移り、はじめに福田内閣官房長官が「今後、住民に身近な事務を担う市町村の役割はますます重要なものとなってくる。皆様の御意見を伺いながらお互いに知恵を出し合い、日本の再生と発展に向かって共に歩みを進めていきたい」と小泉内閣総理大臣のメッセージを代読した。

続いて片山総務大臣、自由民主党久間政務調査会長代理、菅民主党代表、青木全国市長会会長、東京都立川市長）があいさつした。このほか衆参両院の国會議員二八六名（代理を含む）を来賓に迎え、本人出席者を紹介した。

次いで、大会議長団に朝倉全国町村議会議長会理事（北海道虹田町議会議長）、福田同理事（奈良県野迫川村議会議長）、中岡同理事（鹿児島県川辺町議会議長）の三氏を選出し、議事に入った。

はじめに、決議を議題とし、山田全

国町村議会議長会副会長（群馬県草津町議会議長）と西平全国町村会常任理事（石川県田鶴浜町長）が「合併の強制や人口が一定規模に満たない町村の権限を制限・縮小したり、他の自治体へ編入することは絶対に行わないこと」、「税源移譲等により町村税財源の充実確保をはかるとともに、地方交付税の持つ財政調整機能、財源保障機能を絶対堅持し、必要な総額を確保すること」とする決議を朗読し、満場一致で採択された。

次いで、決議の実現を期するための実行運動方法を議題とし、大会出席者は各都道府県ごと地元選出国會議員に対し適宜有効な方法により実行運動すること、両会の役員は大会終了後、政府・国会・政党に対し実行運動を行うことが決定された。

最後に山本全国町村議会議長会副会長（新潟県湯沢町議会議長）、藤原同理事（高知県佐川町議会議長）、北林全国町村会監事（秋田県上小阿仁村長）が閉会の辞を述べ、「ガンパロー」を三唱し、一時すぎに閉会した。

大会終了後、両会の正副会長が共同記者会見を行い、記者との質疑応答の中で山本全国町村会会長は、全国町村会が大会で配布した冊子「町村の訴え」の中で提案した「市町村連合（仮称）」の実現を各方面に訴えかけていくと述べた。

その後、両会の役員が五班に分かれて総理官邸、総務省、政党などに対し実行運動を行い、大会決議の実現を要請した。



主催者あいさつ

町村自治の確立を目指し、 一致団結して強力な要請活動の展開を

全国町村会長 山本 文男

今、私たち多くの町村は、自治とは名ばかりに、自らの将来を自らが欲するところに従って決定することを困難にするような様々な要因を抱え、その意に反する大転換を強いられようとしております。

正に、町村自治は存亡の危機にあると言えます。このような思いを抱きながら、本日ここに町村自治確立総決起大会を開催いたしました。

来賓の諸先生におかれましては、政務極めてご多端の折にもかかわらず御臨席を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

また、全国の町村長、町村議会議長各位におかれましては、遠路ご参集をいただきまして、心から感謝を申し上げます次第であります。

現在、関係各方面においては、諸般の事情により合併を選択しない、

あるいは合併できない小規模市町村については、その存立を否定するような議論が公然と行われております。

私は、合併をすることも、単独で行こうとすることも地方分権時代にふさわしい自己決定・自己責任の姿であり、価値的には等しいものであると考えます。

その結果として、一定の人口規模に満たない町村が存在することは、むしろ当然のことです。

このような町村を明確な根拠も示さないうまま能力がないと一方的に決めつけ、その権限を制限・縮小したり、はては、強制編入合併の対象にするといったことは、町村自治を踏みにじるものであり、地方分権の理念にも相反するものであって、絶対に容認することはできません。

私たちは、決して合併に反対しているわけではありません。

町村の将来は、町村自らが、自らの責任のもとに自ら決定できるようにせよと訴えているのであります。

日本の国土は、多様であります。それぞれの地域には人が住み、歴史や誇れる文化や伝統があります。

このような地域の個性や多様性を重視し、様々な市町村が、必要に応じて協力しあいながら共存できる自治制度こそ、分権時代にふさわしい制度であると考えます。

そして、同時に、この町村自治を支える税財政の基盤を強固なものとしていくことが重要であります。

私たちは、国、地方を通じ、現在の財政状況が極めて厳しいことは十分承知しております。

「寡なきを患えずして均しからざるを患つ」という言葉があります。痛みは、均しくわかち合っつてこそ耐えることができるのであります。

財政事情が厳しいからといって、小規模市町村に対してペナルティ的な措置を講じても何ら解決にはなりません。

国においては、このことを銘記し

ていただき、地方分権の確立、町村自治の確立を目指して、片山私案に沿って三位一体の改革を早急に進めていただきたいと思います。

それにつけても、私は関係各方面で「地方交付税の財源保障機能を縮小せよ、廃止せよ」といった議論が出ていることに対しては、強い憤りを感じざるをえません。

これらは、日本の国土事情を背景とした、経済構造の実態や地方行政運営の基本的な仕組みを認識しない論外の議論であると思います。

農山漁村地域の大半を占める町村は、税源、課税客体に乏しく、その中で、国土の保全、水源の涵養など重要な役割を果たしつつ、住民に身近な自治体としての全国共通の責務を遂行してまいりました。

申すまでもなく、地方交付税制度は、自治体間の財源の均衡化を図るとともに、このような行政執行を可能とするために設けられた制度であり、地方団体固有の財源であります。

今後、税源移譲が行われるとしても、税源の偏在という問題は解消されず、その意味での地方交付税の果

たす役割は一層重要なものになると存じます。

町村自治は、地方交付税制度のもつ財政調整機能、財源保障機能が堅持されてこそ成り立つものであります。

地域の発展なくしては、国の発展はありません。

国全体が閉塞感に覆われている今、町村が元氣を出し、苦しい財政状況下にあつても、知恵と工夫を凝らしながら、地域の特色を活かした個性豊かな地域づくりや地域の活性化に、安心して、全力で取り組めるようになれば、自ずから途は開かれてくるものと信じております。

そのためにも、町村自治を確固たるものにしなければなりません。

町村自治の確立を目指し、国等に対し、一致団結して強力な要請活動を展開していこうではありませんか。

本大会が所期の成果を収めることができますよう、皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます。私のご挨拶いたします。



主催者あいさつ

町村自治の確立こそ、 日本再生のための最善の策

全国町村議会議長会会長 安原 保元

只今ご紹介をいただきました全国町村議会議長会会長の安原でございます。

本日、こうして会場一杯にご参集賜りました全国の町村長並びに町議会議長など、関係者の皆様を前にして、私は身震いするほど感動いたしております。

総決起大会の開催を呼びかけた者といたしまして、皆様方に対し心から厚く厚く御礼申し上げます。

また、ご来賓の諸先生方におかれましては公務極めてご多端の折にもかかわらず、ご臨席を賜りご挨拶を頂戴するとともに、我々の主張に耳を傾けていただきますことに衷心より深く感謝申し上げます。

さて、皆様。これまでに全国町村会と全国町村議会議長会がこうして手を携え、このように大きな大会を開催するということが、かつてあったでありましょうか。これは我々に

とって全く初めての経験でございます。

戦後の地方自治の歴史を振り返ってみましたとき、町村は幾たびか危機に遭遇してまいりました。

がしかし、その都度それぞれの団体は賢明な判断によりその危機を乗り越えてきました。しかし、今回はどうでありましょうか。今回ほど町村が制度的に存亡の危機に立たされた時はないのであります。

この危機はもはや二つの団体が個別に行動して事が解決するというほど生易しいものではありません。今こそ、我々町村の自治に責任を持つ者は連帯して行動を起こしていかねければならないと考える次第であります。

昨年、政府の審議会はいくつかの答申や私案を我々に示しました。しかし、ご案内のとおりその内容はいづれも、地方にできることは、地方

に委ねる」の原則を踏みにじり、町村の自己決定権を無視するものであり、到底受け容れることのできるものではありません。

すなわち、地方制度調査会は一定人口規模未満の町村の解消を狙いとす「私案」を提示し、地方分権改革推進会議はその「意見」に国から地方への税源移譲を全く明記せず、財政制度等審議会に至っては地方交付税の財源保障機能の廃止を「建議」として打ち出したのであります。これらはこれまで我が国の発展のために些かなりとも尽くしてきた我々町村に対する慮りを微塵も示さず、町村の自治を行財政の両面から危機に追い込むものであります。

今日、我が国が未曾有の財政危機に陥っていることは十分に承知しております。だからこそ、我々町村も、この危機に敢然と立ち向かっていこうとしているのです。それにもかかわらず、財政構造改革の名のもとに町村の自治を破壊しようということは一休どうしたことでありましようか。

ここで我々が振り返るべきは地方分権に寄せる国民の強い期待であります。平成五年六月、衆参両院が「地方分権の推進に関する決議」を我が国憲政史上初めて全会一致で可決

したという事実を我々は忘れてはならないのであります。

しかし今、この国民の期待は満たされているのでありましようか。第一次分権改革以降地方分権は何ら進展を見ていないのであります。いや、それどころか、「平成の大合併」の嵐はいよいよ激しさを増し、多くの町村を翻弄しております。

我々は、あの輝かしい「自己決定・自己責任の原則」を絶対に死語にさせてはならないのであります。

皆様、今、危機的な財政状況にある我が国を再生させる道は一体何でありましようか。私は、地方分権改革と規制緩和しかその道はないと考えるものであります。町村の自治を破壊して一体どうして我が国が再生できるというのでありましようか。

私は、ここに、行政、税財政の両面から町村の自治を確立していくところこそ日本再生のための最善の策である、と強く主張したいのであります。

ご列席の皆様。どうか本日の総決起大会の意義を十分にご理解いただき、本大会が所期の目的を達成できますよう格段のご協力をお願い申し上げます。ご挨拶といたします。





来賓あいさつ

日本の再生と発展に向かって 共に歩みを進める

内閣総理大臣代理内閣官房長官 福田 康夫

ただいまご紹介いただきました福田康夫でございます。今日は大変ご苦勞さまでございます。全国からこのように熱心にお集まりいただきました

して、そしてただいまいろいろお話をいただきました。宣言もお聞きました。今日はご紹介のとおり小泉総理が韓国に行っておりますので、大変恐縮でございますが、小泉総理のあいさつを私が代読させていただきますと思います。小泉総理には皆様方の熱気と宣言の内容をしっかりとお伝え申し上げますとお約束いたします。それでは小泉総理のあいさつを申し上げます。

「町村自治確立総決起大会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

はじめに、全国の町村において首長、議長の重責を担われ、常日頃、住民福祉の向上と地域社会の発展に

尽力しておられる皆様方の熱意と御勞苦に対し、心から敬意を表するものであります。

小泉内閣は、発足以来、「聖域なき構造改革」路線を掲げてまいりました。我が国の潜在能力を最大限發揮し、豊かで活力のある社会を形成するためには、我が国の経済・社会に残る非効率な部分を取り除き、二十一世紀にふさわしい仕組みを作らなければならぬと確信しているからであります。

特に、国と地方の関係については、「地方にできることは地方に委ねる」との基本に立ち、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大することが必要であります。

地方が主体的かつ効率的に政策を選択し、推進できるようにするためには、自らの創意と責任による自主財源の確保を可能にする仕組みが必

要です。このため、平成十五年度予算において改革の芽出しを行い、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分の在り方を三位一体とした改革案を、本年六月を目途に取りまとめることとしております。

また、広域的な行政課題に的確に対応し、厳しい財政状況の下において行政サービスの維持・向上を図っていくためには、市町村合併により、市町村の行財政の規模と能力を強化し、充実した住民福祉を提供できる体制づくりが重要です。政府としても、住民や自治体の自主的な判断を基本としつつ、市町村合併を支援してまいります。

地方分権は現実の歩みを始めております。今後、住民に身近な事務を担う市町村の役割は、ますます重要なものとなってまいります。本日お集まりの皆様のご意見等をお伺いしながら、お互いに知恵を出し合い、日本の再生と発展に向かって共に歩みを進めていきたいと考えております。今後とも皆様の御協力をお願いする次第であります。

終わりに、皆様方の一層の御活躍と御健勝を心から祈念いたしまして、「ごあいさつとさせていただきます。」





来賓あいさつ

自立と個性と競争の 地方自治のため行財政基盤の確立を

総務大臣 片山 虎之助

皆さん、こんにちは。総務大臣の片山虎之助でございます。

町村長さん、町村議長さんは町村の第一線で地方自治、町村自治の確立のために奮闘、ご尽力されていることに敬意と感謝を申し上げます。

国会も予算審議が進み、おそらく来週くらいには衆議院を通るのではないかと考えています。年度内にぜひ参議院も通して、早く執行して、景気の回復やデフレ阻止にこれを活用していくということが必要ではないかと考えています。

併せて、地方交付税法の一部改正や地方税法の一部改正を通して交付税の手当をし、地方税の改正もものにしていくということが必要ではなからうかと思っております。先ほど官房長官が総理の祝辞を代読しましたが、特に税財源を地方に与えることが必要ですので、夏までに国庫補助負担金の整理合理化と地方交付税の見直しと税源移譲の三つをあわせ三位一体の改革について、ぜひ工程表を作って何ヶ年かで実現していきたいと

思っています。

地方分権一括推進法で権限の移譲や国の関与の縮小が行われましたが、残っているのは税財源の移譲です。国が口を出したりやり方を決めるような国庫補助負担金ではなく、あるいは地方交付税は一般財源だが、これも国に依存するお金ですから、できるだけ自前の税を持つということが必要なことです。三、三〇〇の都道府県、市町村があつて不交付団体が一〇〇しかないのですから、これはやはり国と地方の税源配分がちょっとおかしいのではないかと考えています。ぜひこれをやってまいりたいと思います。

それから今皆さんの最大の関心事でいろいろお困りになっている市町村合併についてですが、特例法の期限の平成十七年三月末まであと二年ちょっとになりました。我々は二一世紀は地方の時代にしたと言っております。この地方というのは都道府県ではなくて基礎的な自治体である市町村のことです。市町村に権限と税財源を与え、市町村でできることは

市町村で済ませるのが一番効率的であり効果的であるわけです。そういう行財政の基盤を強化したいというのが我々の考えであり、政府としては平成十二年の十二月に自主的な合併を推進しよう、できれば与党三党が言うような一、〇〇〇を目標そうとういうことで進んでいくわけです。現在全国の市町村の八割は合併を真剣に検討されており、そのうちの約九〇〇は既に法定協議会を作って合併を目標に入れてご検討賜っていることは大変ありがたいことです。市町村は仕事をするためあるわけですから、市町村が仕事をするための行財政の基盤を作っていくことは必要なことです。市町村を中心に市町村ができることは全部市町村が、できないことは都道府県が、市町村も都道府県もできないことは国がやればいいのです。そういうふうな今の行政の仕組みを変えていかなければなりません。そういう魅力ある市町村にすれば優秀な人材もみんな市町村に入ってくるようになるでしょう。権限と財源と人材が集まる完結した実力のある市町村を作りたいと思っています。

合併特例法があと二年で切れますが、「ちょっともう時間があまりないじゃないか」というご意見もあるものですか。私も今は、合併の意志決定を特例法の期限までにしたところは、手続きが後に残っても優遇措置が受けられるようにしたいと考えています。これは法律改正が必要ですが、そういうことを考えており

まして、そういう意味で特例法の期限を實質的には延長したい、その分だけ延長したいと思っていますわけでありませう。

そこで今度は十七年三月末で特例法が切れた後はどうするのかということですが、これが今大変な議論になっておりまして、第二七次地方制度調査会でもいろいろご検討を賜っています。我々は町村が小さいからといって切り捨てるようなことはいたしません。そんなことはありません。自立の志と力があればそういう町村は応援していきたいのですが、しかしてできることをしないようなことでは困るのです。税はあまり入らないけれども交付税はそこそこ入るし必要最小限の仕事だけしていればいいじゃないかということではいけないのです。やはり地域の将来を本気で考えていただいて、どうするか判断を賜りたい。市町村は住民福祉の増進のためにあるのです。地域を活性化させるためにあるのです。そのために十分な力を身につけて期待に応えてもらうことが必要だと思っています。基礎的な自治体のあり方についてはこれから十分地方制度調査会等いろいろなところで議論してまいります。一番の当事者である町村長や町村議会議員の皆さんの意見を十分に聞いてまいります。

これからの地方自治は依存ではなく自立なのです。自立する基盤をぜひ作りたいのです。均衡ある発展ではなく、個性ある発展なのです。護送船団ではなくて地域間で競争する地方自治でなくてはな

らないと思います。自立と個性と競争の地方自治をしっかりと行財政基盤の中で作っていききたいと思っています。地方を愛し、地方を強くする。地方が強くなければ国も強くならないと思っています。そういう思いは皆さんと一緒に一緒だとうと思えます。これから皆さんと手を組んで町村自治の真の確立のために、町村の税財政基盤の充実強化のために頑張りたいと思います。

どうもありがとうございました。





来賓あいさつ

国と地方が一体となって 改革に取り組みを

自由民主党政務調査会長代理 久間 章生

ただいまご紹介いただきました自由民主党政調会長代理の久間でございます。

今日はこの大会がこのように盛大に開催され、与党として挨拶申し上げる機会を与えていただき大変恐縮でございます。

全国町村会ならびに全国町村議会議長会におかれましては、全国の町村長及び町村議会議長が、全国の町村間に共通する地方行政の課題を協議し、ともに処理するためにそれぞれ全国的な連合組織として活躍いただいております。心より敬意を表する次第であります。

皆様方町村は全国で二、五〇〇を超えており、国土の七割を占めているのみならず、恵まれた自然環境と永い歴史を有し、様々な日本固有の伝統文化を育んできたかけがえのない存在であると考えております。

ご承知のとおり日本経済は今、平時ではなく有事と言える状況です。地方経済の深刻さもまた強く認識しております。

このような時代にあつては、既存施策の前倒しや重点化ではなく、思い切った対応と目に見える変化が求められるのではないでしょうか。小泉内閣は二一世紀まで通じて我が国が発展していくためには、いろいろな分野での構造改革を図る必要があるということで諸施策を講じているところですが、ご承知のとおり、地方においてはこの過程において様々な問題が生じていることは私も与党としても痛切に感じているところであります。

私も自由民主党は他の与党と一緒に、地方で汗を流している皆さんの最後の味方にならなければならないという思いで取り組んでいます。これから先もこういういろいろな問題をどういう形で調整しながらやっていくか、一生懸命努力していこうと思っております。先ほど総務大臣が申されましたように、確かにこれから先、地方への権限移譲が大事であります。それと同時に税財源の移譲も進めなければなりません。しかしながら税

財源の移譲をされても担税力のない町村にとっては大変厳しい問題が横たわっています。税財源は移譲されれば裕福な都市部はいいかもしれないが、担税力のない町村では集めようと思っても財政的な基盤が成り立たないということが出て来るわけですから、これをどうやって解決するか真剣に考えていかなければなりません。

いずれにしても、地方こそが我が国の歴史と伝統の源と捉え、地方の振興を我が党をはじめとする与党の主要な施策として今後とも取り組んでまいる所存であります。このような基本的方針の下に我が党は自信と誇りに満ちた日本社会を築くために努力し続けてまいります。

平成十七年の三月をもって合併推進の法律が切れますが、そこで解決しない問題について、単純にこれを延長するのはなく、どういう問題があったのか、どういふふうにすればこれから先乗り切っていけるのか、皆様方のご意見を十分に採り入れながらこれから先取り組んでいこうと思っております。

いずれにしても国と地方が一体となって改革に取り組むことが不可欠であると考えています。皆様方には引き続き我が党及び与党並びに小泉内閣への力強いご支援とご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。





来賓あいさつ

権限と財源の移譲を通して 行き詰まりの打開を

民主党代表 菅 直人

野党を代表して民主党代表である私から国土面積の七割、人口の二割を占める町村の自治確立のため総決起大会にお集まりの皆さんに連帯の気持ちを込めてあいさつさせていただきます。

先日、ある山形の町をお尋ねしました。米沢牛の産地でもあり、また米どころであり、大変果物の美味しい地域でありました。まさに町や村から日本の国民が食べている食糧が多く供給されています。

また昨年、熊本県の山奥の村を訪ねました。川辺川上流で大変な山あい村ですが、その山が多くきれいな水を涵養していることを本当に実感しました。そういった意味で町と村が果たしている役割は単に経済的にカウントされるものを超えて、まさに日本国民の、日本の自然を守っていくという役割を大きく果たされており、このことを改めて皆さんに敬意をもって御礼申し上げたいと思います。私たち民主党は平成十五年度の民主党

としての予算案を組み、提案いたしました。その中で、これまでこの公民館には何百万、この橋には何千万といったモツきの補助金を一五兆円カットし、そのかわり同じ額を一括の大括りの交付金として自治体に移していくという考え方を提案しました。民主党として政権を獲得した時にはその一括交付金もやめて、権限や仕事と同時に財源そのものを移したい、現在三分の一程度の自主財源を少なくとも二分の一に、将来は三分の二以上にするとこの考え方を基本としていることをぜひご理解いただきたいと思いません。

今日日本は本当に行き詰まっておりますが、この行き詰まりを打開するためにはまさに国の形を変えていかなければならないと思います。私の言葉で言えば、「江戸時代のルネッサンス」です。江戸時代を考えてみますと、徳川政権時代には外交、防衛、大規模な災害対策以外の全てのこと、税金や教育などあらゆること



を全国三百諸藩と言われた藩がやってきたわけであります。二一世紀の日本においても、国の仕事は外交・防衛、福祉・都市計画の基準づくりだけとし、その他実際の仕事は財源も含め自治体に移していくべきです。その大きな役割を町や村の皆さんにも担っていただくというこの大改革をやらなくては日本の行き詰まりは打開できないと考えています。

現在、強制的な形での合併が促進されていますが、私たち民主党は、やはりその町や村に住んでいる住民の気持ちを決めていくことが必要だという立場で皆さんと連帯して頑張っていくことを申し上げます。まして、ごあいさつに代えさせていただきます。





来賓あいさつ

町村と一致協力して 真の地方分権の実現に取り組む

全国市長会会長 青木 久

全国市長会会長で立川市長の青木でございます。

本日の総決起大会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日お集まりの町村長さん、町村議会議長さんにおかれましては、日夜、地域住民の福祉向上や地域社会の発展のため、たゆまぬ研鑽を重ねられておられるところであり、そのご尽力に対し、まずもって深く敬意を表する次第であります。

また、本日はこのようにたくさんの方の町村長さん、町村議会議長さんが全国各地から町村自治確立のためにご参集されたところであり、皆様方の町村をめぐる極めて厳しい情勢に対する危機感を強く感じているところであります。

平成十七年三月の市町村合併特例法の期限を控え、現在、全国各地で地域住民を交えて合併問題が活発に議論されているところであり、また、政府の第二七次地方制度調査会においても、基礎的自治

体、大都市、都道府県などの地方制度全般にわたり、その将来のあり方についてさまざまな角度から議論が進められております。

本日の決起大会もこうした議論を踏まえた皆様方の並々ならぬ決意の現れと理解するところであります。

都市と町村は、これまで基礎的自治体として、共に日本の地方自治の基盤を支えてきたところであり、また、住民自治の担い手として、厳しい行財政環境の中、自ら積極的に改革に努めつつ、それぞれの地域で共に連携・協力を図りながら地域住民の福祉向上や地域社会の発展のため、全力で取り組んできたところがあります。

こうした中、地方分権一括法も施行され、地方分権に向けての新たな歩みが始まっており、さらなる歩みを促進するには、地域住民をはじめとする市町村の主体性を尊重した取り組みが何よりも重要であり、真の地方自治を確立するために



は、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村において総合的な行政展開が可能となるようにすることが重要であります。

そのためにも国から地方への税源移譲を含めた地方税財政基盤の早期確立が是非とも必要であります。

今後とも地方分権の担い手である都市と町村が、自己決定と自己責任を基本とした真の地方分権の実現に向け一致協力して取り組み、地域住民の福祉向上や地域社会の発展のため、全力を傾注していきたいと考えております。

最後に、本日の会議が実り多い有意義なものとなりますとともに、ご列席の皆様のご健勝を心からご祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。



町 村 週 報

町村自治確立総決起大会来賓氏名

町村自治確立総決起大会には、次の国会議員、来賓あいさつをされた内閣官房長官等を除く)の先生方が来賓としてご出席下さいました。衆・参両院議員は二八六名、本人出席者一三〇名、衆議院議員六七名、参議院議員五三名、代理出席者一六六名、衆議院議員一三〇名、参議院議員四六名でした。来賓の方々のお名前は次のとおりです。(敬称略、順不同)

本人出席者

(衆議院議員)

(六七名)

(小選挙区)

- 金田英行 北海道
佐々木秀典
武部 勤
鉢呂吉雄
町村信孝
佐藤剛男 福島
玄葉光一郎
梶山弘志 茨城
渡辺喜美 栃木
大野松茂 埼玉
林 幹雄 千葉
稲葉大和 新潟
星野行男
吉田六左門
瓦 力 石川
高木 毅 福井
後藤茂之 長野
宮下創平

- 棚橋泰文 岐阜
大木 浩 愛知
山本明彦
岩永峯一 滋賀
菱田嘉明 京都
野中広務
竹本直一 大阪
谷 洋一 兵庫
森岡正宏 奈良
石田真敏 和歌山
山口俊一 徳島
山本有二 高知
荒巻隆三 福岡
太田誠一
原田義昭
北村誠吾 長崎
高木義明
金子恭之 熊本
野田 毅
徳田虎雄 鹿児島
白保台一 沖縄
仲村正治

- 岩倉博文 北海道
児玉健次
荒井広幸 東北
菅野哲雄
今田保典
高橋嘉信
塩川鉄也 北関東
田並胤明
大森 猛 南関東
岩國哲人 東京
岩崎忠夫 北信越
木島日出夫
桑原 豊
青山 丘 東海
倉田雅年
瀬古由紀子
高市早苗 近畿
藤木洋子
中林よし子 中国
遠藤和良 四国
西田 司
春名なおあき
森田 一

(参議院議員)

(五三名)

- 嘉数知賢 九州
川内博史
重野安正
西川京子
中川義雄 北海道
市川一朗 宮城
金田勝年 秋田
岸 宏一 山形
岩城光英 福島
太田豊秋
佐藤雄平
和田ひろ子
狩野 安 茨城
富樫練三 埼玉
井上美代 東京
保坂三蔵
野上浩太郎 富山
松村龍二 福井
山崎正昭
羽田雄一郎 長野
吉田博美
大野つや子 岐阜
榛葉賀津也 静岡
竹山 裕
八田ひろ子 愛知
高橋千秋 三重
山下英利 滋賀
西山とき子 京都
宮本岳志 大阪

大沢たつみ 兵庫

世耕弘成 和歌山

田村耕太郎 鳥取

景山俊太郎 島根

加藤紀文 岡山

松岡満壽男 山口

高橋紀世子 徳島

真鍋賢二 香川

田村公平 高知

森下博之 高知

松山まさし 福岡

吉村剛太郎

岩永浩美 佐賀

陣内孝雄

木村 仁 熊本

後藤博子 大分

小齐平敏文 宮崎

加治屋義人 鹿児島

有村治子 比例

池田幹幸

市田忠義

井上哲士

岩佐恵美

風間ひさし

小泉親司

林 紀子

森元恒雄

吉岡吉典

(小選挙区)

佐藤静雄 北海道

中川昭一

大島理森 青森

木村太郎

津島雄二

三村申吾

鈴木俊一 岩手

伊藤信太郎 宮城

大石正光

野呂田芳成 秋田

村岡兼造

鹿野道彦 山形

渡部恒三 福島

赤城徳彦 茨城

大畠章宏

丹羽雄哉

額賀福志郎

葉梨信行

佐藤 勉 栃木

西川公也

茂木敏充

小淵優子 群馬

笹川 堯

谷津義男

土屋品子 埼玉

三ツ林隆志

石川要三 東京

甘利 明 神奈川

堀内光雄 山梨

近藤基彦 新潟

長勢甚遠 富山

宮腰光寛

森 喜朗 石川

牧野隆守 福井

松宮 勲

小坂憲次 長野

村井 仁

金子一義 岐阜

武藤嘉文

古屋圭司

熊谷 弘 静岡

上川陽子

浅野勝人 愛知

杉浦正健

田村憲久 三重

中川正春

藤波孝生

小西 理 滋賀

谷垣禎一 京都

佐藤 章 大阪

井上喜一 兵庫

小池百合子

奥野誠亮 奈良

田野瀬良太郎

谷本龍哉 和歌山

相沢英之 鳥取

石破 茂

亀井久興 島根

竹下 亘

細田博之

栗屋敏信 広島

池田行彦

宮腰光寛

森 喜朗 石川

牧野隆守 福井

松宮 勲

小坂憲次 長野

村井 仁

金子一義 岐阜

武藤嘉文

古屋圭司

熊谷 弘 静岡

上川陽子

浅野勝人 愛知

杉浦正健

田村憲久 三重

中川正春

藤波孝生

小西 理 滋賀

谷垣禎一 京都

佐藤 章 大阪

井上喜一 兵庫

小池百合子

奥野誠亮 奈良

田野瀬良太郎

谷本龍哉 和歌山

相沢英之 鳥取

石破 茂

亀井久興 島根

竹下 亘

細田博之

栗屋敏信 広島

池田行彦

中川秀直

(比例)

代理出席者

(衆議院議員)

(一一〇名)

宣 言

宣言朗読

我が国は、停滞を続ける経済、増大する財政赤字、悪化する雇用環境など深刻な問題が山積しており、日本再生に向けた、明るい展望が開けない状況にある。

一方では、市町村合併が明確な理念も示されないまま数値目標や様々な財政措置によって半ば強制的に進められている。

さらに、関係各方面では、合併特例法期限後、一定の人口規模に満たない市町村の権限を制限・縮小したり、他の基礎的自治体へ自動編入する論議がなされるなど、極めて憂慮すべき事態に立ち至っている。

このことは、地方自治の本旨、地方分権の理念に照らしても相反するものであるばかりでなく、我々、町村が、人口は二割で、国土面積の七割を支え続け、食料の供給、水資源の涵養など極めて重要な国家的な役割を果たすとともに、現に住民生活にかかわる幅広い分野で様々な行政サービスを提供してきた実態を無視した横暴極まりないものであり、到底容認できるものではない。

町村の存立なくして、地域の発展も、国の繁栄も



児玉全国町村会副会長(広島県高宮町長)(左)と太田全国町村議会議長会理事(愛知県赤羽根町議会議長)

ない。

我々町村長及び町村議会議長にある者は、この信念のもと、事態を厳しく受け止め、一致団結して町村の自治を守り、将来にわたり、その役割を果たせるよう、強力な活動を展開していくことを誓う。

以上宣言する。



決 議

過疎化、少子高齢化が進行する中で、我々町村は、食料の供給、水資源の涵養など重要な国家的な役割を果たすとともに、景気の低迷による税収の落ち込みや借入金の増大など厳しい財政状況下にあっても、住民福祉の向上、地域社会の発展に懸命の努力を重ねてきている。

このような町村の実態を直視し、困難な環境の中でも、創意と工夫によって独立した自治体として、引き続き重責を担おうとしている町村については、その自主性を尊重し、町村自治確立に向けた支援のための行財政措置を講じるべきである。

国土の多様性を考え、農山村の多面的価値を守るためにも多様な自治体が共存しあえる地方自治制度を構築すべきであり、そのことが地域の自主性を尊重して個性豊かな地域社会の実現を目指すとする地方分権推進の理念にも合致するものとする。

よって、下記事項について国に強く要請する。

記

一、合併の強制や、人口が一定規模に満たない町村の権限を制限・縮小したり、他の自治体へ編入することは、絶対に行わないこと。

一、税源移譲等により、町村税財源の充実確保をはかるとともに、地方交付税の持つ財政調整機能、財源保障機能を絶対堅持し、必要な総額を確保すること。

以上決議する。



西平全国町村会常任理事(石川県田鶴浜町長)
(左)と山田全国町村会議長会副会長(群馬県草津町会議長)







開 会 の 辞 田中全国町村会
副会長岐卓県垂
井町長(左)と坂牛全国町村議会議長会
理事青森県鰐ヶ沢町議会議長)



大 会 司 会 者 左から佐藤全国
町村会常任理事
(徳島県穴吹町長、齊藤同副会長、茨城県
開城町長、服部同常任理事三重県菟野
町長)



大 会 議 長 団 左から中間全
国町村議会議
長会理事鹿児島県川辺町議会議長、朝
倉同理東北海道虻田町議会議長、福田
同理東(奈良県野迫川村議会議長)



閉 会 の 辞 左から北林全
国町村会監事
(秋田県上小阿仁村長、山本全国町村議
会議長会副会長新潟県湯沢町議会議
長、藤原同理東高知県佐川町議会議長)

両会役員が実行運動を展開



総務省 (香山総務審議官)



官邸 (古川官房副長官)



民主党



自由民主党



保新党



公明党

活 動

町村の新しい自治制度に関する研究会

『町村の訴え～町村自治の確立と
地域の創造力の発揮～』を刊行全 国
町 村 会

全国町村会は、平成十三年七月に「私たちは提言します。二十一世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか 揺るぎない国民的合意にむけて」と題する提言書を作成し、都市と農山村の共存に向けて揺るぎない国民的合意を作り出すため、かけがえのない農山村の維持と発展に町村がいかに貢献しうるか、町村としての決意を伝え理解を求めました。

また、昨年には「町村の新しい自治制度に関する研究会」を設置し、町村の新しい自治制度に関して調査・研究を進めてきましたが、十一月に「いま町村は訴える」と題する中間報告をとりまとめ、市町村合併が「強力」に推進される中で、合併の進め方と合併後の基礎的自治体（小規模自治体）の扱い及び町村の税財源について意見を述べたところです。

その後、合併特例法の期限が切れる平成十七年四月以降の小規模市町村の取扱いについて、事務権限を縮小したり、強制的に周辺自治体に編入させるなどの案が取りざたされるなど、町村の存立基盤を揺るがすような憂慮すべき状況にあつて、全国の町村長及び町村議会議長が一堂に会し、一致団結して存亡を賭けた運動を展開する契機とするため町村自治確立総決起大会を開催することが決まりました。

さらに、本年一月には地方制度調査会から本会に対して基礎的自治体のあり方について提案を求められました。

このようなことから、このたび「町村の訴え～町村自治の確立と地域の創造力の発揮～」と題する小冊子を作りまとめ、二月二十五日に開催された町村自治確立総決起大会で参加者全員に配布し、政府・国会、有識者、報道機関、都道府県、市町村に送付することになりました。

また、二月二十八日に開催された地方制度調査会専門小委員会では、本冊子での主張をベースに意見を述べたところでは、

「町村の訴え」では前記の二つの提言・訴えの内容を総まとめするとともに、町村という人口面で比較的小規模であるがゆえに可能になった試み、集落などにおいて農山村の地域特性を十分に発揮しながら取り組んでいる具体的な事例を、「一、農山村の価値と町村の創造力」に盛り込み、「三、町村の訴え」では、現行の広域行政制度に加え新たな手法として市町村間の協働・多核連合型の「市町村連合」（仮称）の創設や、市町村の内部に一定の地域を単位として一定の権能をもつ地域自治組織の創設を提案しました。

「町村の訴え」は全国町村会のホームページで全文をご覧いただけますが、ご

希望の向きには、本会広報部までご連絡をいただければお送りいたします。

〔連絡先〕

全国町村会広報部

電話 〇三 三五八一 〇四八六

FAX 〇三 三五八〇 五九五五

メールアドレス kounhou@zck.or.jp

ホームページ <http://www.zck.or.jp>



市町村連合(仮称)などを提案



地方制度調査会第一八回専門小委員会

山本会長が地方制度調査会で意見

専門小委員会が地方六団体からヒアリング

第二七次地方制度調査会(首相の諮問機関、諸井虔会長)の第一八回専門小委員会(松本英昭専門小委員長)が二月二十八日、東京のグランドアーク半蔵門で開催され、地方六団体の代表からヒアリングを行った。

専門小委員会では、昨年七月一日に開催された第三回総会にて決定された審議事項について審議を行ってきたが、これまでに基礎的自治体のあり方の検討をはじめ、大都市・都道府県・地方税財政のあり方など審議事項について一通り議論が行われた。同日は中間報告の取りまとめを前に地方六団体との意見交換が行われ、各団体の代表が参考人として意見陳述を行った。

全国知事会の石川静岡県知事は個人的意見として、「内政制度改革試案」について、植田全国都道府県議会議長会会長(福島県議会議長)は大都市における都道府県の議員のあり方等について、青木全国市長会会長(東

京都立川市長)は西尾私案における事務配分特例方式・内部団体移行方式等について、前田全国特例市議会議長会会長(神奈川県大和市議会議長)は都市行政の役割の充実・発展等について、安原全国町村議会議長会会長(広島県神辺町議会議長)は新たな広域行政制度の構築等についてそれぞれ意見を述べた。

全国町村会からは山本文男会長(福岡県添田町長)が出席し、市町村合併、基礎的自治体のあり方、地方税財政のあり方等について意見を述べた。

意見交換では本会提案の「市町村連合(仮称)」、地域自治組織に委員の質問が集中した。山本会長はそれらに対して説明するとともに、実現に向けての検討を要請した。

なお、松本専門小委員長は会議終了後の記者会見で、中間報告の提出は統一地方選後になるとの見通しを明らかにした。

山本会長の発言要旨と意見交換の主な部分は次のとおり。

活 動

山本会長発言要旨

基礎的自治体のあり方についてはいろいろな意見を申し上げてきたが、この機会に改めて私どもの意見を申し上げるので、お聞き取りいただいで中間報告に反映させてくださるよう最初に申し上げておく。

1、合併について

合併は関係市町村の自主的判断で行われるべきものであり、強制されるべきものではない。

私も町村会は合併そのものに反対しているわけではない。現行

の合併特例法の期限が切れ後も、自主的な合併が行われることは有り得るだろう。合併にはそれに伴う特別な行財政需要が出てくるので、期限切れ後も引き続いて特例措置を講じる必要があると考えている。

人口××未満の市町村を強制編入合併させるような案（内部団体移行論）が出てきているが、これに対しては私もほとんど納得することができないし、容認できない。「内部団体移行論」をどうしても制度化したいというのであれば、強制的、自動的な移行ではなく、希望する市町村があればそのような選択もできるという仕組み

にすべきではないか。

2、基礎的自治体のあり方について

（基本的な考え方）

基礎的自治体と小規模市町村の区分はそもそも必要ない。住民に最も身近な行政主体である市町村は、人口規模の如何を問わず、普通地方公共団体として、文字通り基礎的自治体として位置づけしておくべきだ。

地方自治法も単に人口規模だけでなく、経済的社会的な状況、例えば連たん戸数等の相違を考慮して市町村を区分しているのはご存じのとおりだ。やはり、国土の多様性に応じ、多様な自治体で国土が形成されるのが極めて自然な姿である。無理やりに人口一定規模以上の自治体をつくりあげ、「国土の大半がこのような基礎的自治体の区域に区分されることが望ましい」とはとても思えない。ある新聞の社説に「専門職がおらず能力がない町村が合併に反対するのはもつてのほかだ」というようなことが書かれていたが非常に残念なことだ。そういった意図で無理矢理一定規模以上の自治体を作り上げていくとするお考えだとすれば甚だ心外であると申し上げておく。

（地方分権の受け皿づくりについて）

無理してそぐわないような分権をする必要はない。例えば人口が五千人以上いらないところにあれもこれも分権するというのではなく、それに相応しい分権をすればいいと考えている。分権推進のためには一定規模以上の人口が必要であり、そのために合併を進める必要があると言われているが、分権推進一括法の施行から二年近くが経っているのにも関わらず分権を進めていく気配はない。それぞれの地方自治体の人口に応じた分権を進めていけばよいのではないかと。時代が進めば分権はこうした方がいいだろうという新たな考えも出てくるのではないかと。

（事務処理権限について）

西尾私案では、人口一定規模未満の市町村は「窓口サービス等」のみを行い、残りの事務を都道府県が自らの権限として行う（事務移行特例方式）との考え方が示されているが、これは分権改革に逆行するのではないかと。片一方では分権をやれと言っておいて、市町村の事務を県に移譲しろというのは逆ではないか。県の事務を市町村に事務を移譲するというのであればいいが、小さい方から大きい方に移譲するというのは極めて非



山本文男全国町村会長

活 動

(別紙)

市町村連合(仮称)等の創設について

平成15年2月28日

全国町村会

市町村連合(仮称)について

1. 団体の性格

市町村が規約によって設立することができる特別地方公共団体とする。

2. 組織

(1)連合の長

・構成市町村の住民(選挙人)の投票により直接選挙する。

(2)連合の議会

・選任方法、定数等は規約で定める。

3. 事務事業

・連合が実施処理する事務事業の種類や範囲は、連合議会で決定する。

・国や都道府県等から事務権限を直接受けることができることとする。

4. 財政

・必要な経費は構成市町村の負担金や国等の補助金などでまかなうこととし、負担方法等は連合議会で決定する。

・一定の課税権を認めることを検討する。

地域自治組織について

1. 性格

市町村内部の一定の地域を単位とする任意的な自治組織とする。

2. 組織

地域の単位(旧町村、小学校区など)、組織の編成、権能、運営方法等は、各市町村の条例に委ねる。

資料1

現実的な考え方であると思えてならない。

基礎的自治体としての市町村は、住民生活に密接に関連する公共サービスを執行する責任を有しているが、公共サービスというものは「窓口事務等」に限られるものではない。その範囲を見直すというのであれば、ナショナルミニマムのあり方、法令による義務づけのあり方、財政措置のあり方等と関連して十分な議論を行い結論

を出すべきだ。

(小規模市町村について)

本調査会をはじめ、関係各方面の議論の動向は、人口の少ない小規模市町村はこれからの財政状況を考えれば成り立ち得ないとか地方分権の受け皿たりえないとかいう方向にあると思われる。

しかしながら、大半が農山漁村であるこれら市町村のこれまで果たしてきた、国土の保全など重要な役割を想起して欲しい。

また、現に厳しい財政状況下にあってどのように知恵と工夫をこ

らしながら、様々な課題に取り組んでいるかを認識して欲しい。資料として「町村の訴え」を提出している中で、その中の八ページ以降、「町村の創造力」をよく読んでいただきたい。町村がいかにその力を発揮してきたかわかりたいだけのはずだ。改めて小さな町村のあり方を、ご認識いただきたい。

財政事情が厳しいからといって

て、小規模市町村に対してペナルティ的な措置を講じても解決にはならない。また、マイナスとマイナスの町村を無理やり合併させてもプラスにはならない。小規模市町村をねらい打ちしたような措置を講ずべきではなく、痛みは平等に分担するのが今日的な処方ではないだろうか。

(広域行政について)

広域行政は、合併だけがその手段ではなく、地域の実情に応じて様々な対応がとれるような方を講じておく必要がある。西尾私案は「広域連合」を断念し、合併一辺倒による基礎的自治体の整備を目指すそうとしているようであるが、私ももとしては、現在の制度に加え、広域連合制度をより徹底した「市町村連合(仮称)」の制度化を提案したい。時間の制約もあると思うので、説明は省くが、その概要を資料(資料1)として添付しているので、検討していただきたい。

(住民自治の充実強化について)

自主的な合併により区域が拡大

活 動

したところでは、住民自治の充実強化を図る必要がある。このため、「地域自治組織」の制度化を提案したい。これについても、その概要を資料(資料1)として提出しているので、検討していただきたい。

3、地方税財政のあり方について

(三位一体の改革について)

基礎的自治体としての市町村は、人口規模の如何にかかわらず、住民生活に密接に関連する公共サービスを執行する責任を有している。これらができる限り自律的に実施できるよう、必要な財源を付与すべきである。

このような観点に立って三位一体の改革を進め、将来の税財政の姿を早急に示すべきである。

(国庫補助負担金について)

国庫補助負担金の整理合理化が単に国の負担軽減にとどまり、また、地方への負担転嫁をもたらすようなものであってはならない。

(税源移譲について)

地方分権を有効なものとするためには、税財源の移譲を早急かつ積極的に行う必要がある。

今後、具体的な税源移譲の検討に当たっては、人口が少なく課税客体に乏しいという町村の実情に

十分配慮いただきたい。

(地方交付税について)

税源移譲があつたとしても、やはり税源偏在の問題は残ると思ふ。

その意味からも、地方交付税のもつとされる調整機能、財源保障機能は、町村にとって一層重要なものになってくると考えている。

地方交付税の財源保障機能の見直し論などは、日本の国土事情を背景として経済構造の実態や地方財政運営の基本的な仕組みを認識しない論外な議論である。

なお、地方交付税制度のあり方について検討する場合には、町村が人口割合に較べて広い面積を有していること、そして国土の保全などに重要な役割を果たしていることなどを十分に考慮し、実態を的確に反映した財政需要の算定を行っていただきたい。

意見交換

山本会長

二月二十五日に全国町村会と全国町村議会議長会で総決起大会を開催した。合併に反対が集まったのではない。現行の合併手法は法律で決められたものなので構わないが、平成十七年四月一日以降の

あり方について、言われているようなことをやられると私も町村は自治権をなくしてしまうと今非常に不安に思っている。そういう理由で皆が集まって決議と宣言を行った。この決議の内容は、私が先ほど申し上げたように、小規模市町村を強制的に編入合併させる

とか、県に事務をやらせるといったことはやるべきでないということである。先ほど申し上げたように水平補完の場合は、これはあくまでも希望制、選択制なら認め

るが、垂直補完については、誰が考えても地方分権時代に言えることではなく、賛成できない。そのことを全国民、政府・国会に分かってもらうため大会を開催した。

西尾副会長

「現行特例法の期限切れ後も、人口規模を問わず市町村の自主的合併は有り得るわけであり、その際合併に伴う特別な行財政需要はでてくるので、一定の特例措置を講ずる必要はあると考

える」の「一定の特例措置」とはどういうことを念頭に置いているのか。

市町村連合という大変興味ある提案がなされたが、現在の広域連合とどこが違うのか考えると、財政について、「一定の課税権を認めることを検討する」という部分は新しい提案だ。もう一点は事務事業の部分で、「連合が実施処理する事務事業の種類や範囲は、連合議



右から西尾副会長、松本専門小委員長、諸井会長

会で決定する」という部分が新しいところである。従来は連合を作る時の規約で決めることになっており、関係市町村の議会で議決をして連合の事務を決めることになってきたが、ここでは連合議会が決定するようになっており新しい制度の提案になっている。そこで質問だが、連合を作る時に当初連合はこの範囲のことをやるのだと一回決めたらずっとそれで行くのか、それとも連合議会が判断すれば次々に新しい事務を追加していくことが可能だとお考えなのか。

山本会長

「一定の特例措置」については、最初に申し上げたように行政の常識として、今まで支援してきたものを法律が失効したから新たに合併しても支援しませんよということとはまずあり得ない。これは常識上、支援は続けるべきである。「一定の特例措置」は言っているわけである。

「市町村連合」について私どもが考えているのは、加盟市町村が五つあるとすると、連合長だけはその市町村の有権者が選ぶということだ。今の広域連合も直接と間接の二種類あるが、直接は行われていない。現在の広域連合は矛盾が多すぎるのでなかなかやりづら

い。私は福岡県の介護保険広域連合の連合長を務めているがやりづらい点がたくさんある。考えられるのは、加盟市町村の枠内にし、その外にはでない。それで最初共同で処理する事務を最初に決め、後でこれもさらに必要であると議会で決めればそれを追加するというようなことを考えている。

例えば議会議員が五市町村で一〇〇人いるとし、五〇ある事務のうち連合側で二〇やるとすると、それに比例して五つの議会議員がそのまま間接的な選挙を行って連合の議員になる。そして首長は全員副連合長に自動的になるようにする。また職員は当初は五つの市町村から派遣し、その後プロパー職員を採用できるようにする。専門職、高度な技術を持った人たちがどうしても必要になってくるだろうからそういう人たちは連合で採用していくようにしていくことという構想である。

しかし私どもは法律の専門家ではないので、いろいろな問題があるだろうし、そこまでは決めていない。広域連合には連絡調整に時間がかかって遅くなる、意志疎通に単一の自治体より時間がかかるなど障害になる点が多々ある。一遍決めて持ち帰って規約の変更を行い、その後また議会を開くとい

うのが今の広域連合であり、何度も往復しなければ決められないという矛盾がある。市町村連合では、そうせずに連合の議会に任せるといふことを初めに規約で決められるよう法制度を整備していただけばいい。迅速化についても意思が反映されないという点についても、一つの自治体を作るのと同じようになるわけだから広域連合の矛盾は解消できる。

市町村連合は決して基礎的自治体を狙っているのではない。私どもは市町村は全てが基礎的自治体だと思っており、この連合によって新しい基礎的自治体を作るのだとは思っていない。事務を共同で処理することで効率化と経費の節減効果等が実現できるのである。

マリ・クリスティーヌ又委員

合併に関して様々な障害があつてなかなかうまく進まない場合が多いが、連合することによって各地域の問題点を持ち寄ってくれば、いずれは連合をもう一步発展させて、皆が納得すれば合併しようとなったり、もっと広域的なものの中に入れていくこととなるかもしれない、仕組みの土台作りとしてはとてもいい発想だと思つた。

世古委員

住民や地域の声を活かすのが住民自治の基本だと思つている。提案の「地域自治組織」についてももう少し詳しく教えていただきたい。広域連合を作ってもなかなか効果的でないというのはその通りだと思う。今の広域連合の制度を止めて新しいものを作ろうとしているのか。

これまでは行政が全て公共の仕事を担当するというふうな考えすぎでいたと思う。もっと住民自身が公共の仕事を行うような新しい役割があると考えている。もちろんNPOもその一つで、自治体レベルでの行政と住民団体との公共の仕事の役割分担という視点をもっと入れたらどうか。

西尾私案というものはこれから地方自治を考えていく上で一つの私案でしかないと考えている。もっと多様な対案が出てくる必要がある。具体的な対案として色々なところから出てくることがこの議論を活性化させるのではないが。

山本会長

自治組織については提出資料「市町村連合(仮称)等の創設について」の最後で「地域自治組織」として触れている。これは地域単

活 動

位で一つの自治組織を作ろうというもので、法制化してただけなければならぬが、作るか作らないかは市町村の自由な判断に任せたいのではないかと考えている。合併すると地域がすたれることが懸念されていることから、話し合いの場、あるいは住民の話を聞き、住民に情報を伝達するような機構を作ったかどうかということと自治組織を提案した。長たる者を選挙するのか、皆で推薦するのか、組織の委員の数を何名にするのかということなどは条例で決めればよい。主たる目的は合併すると住民の声が直接届かないおそれがあるので、そこで一度まとめて持っていくということ、旧町村に一つだけ作るかといえれば決まってしまう。地域ごとに作ってもいい。人口が多ければ集落ごとに作っていくということもある。

今は広域連合は一度決めたものは一度加盟市町村に持ち帰って議会で議決し、また持ち寄って議決し直すということになっている。議会議員について、福岡県では今七二市町村で広域連合を作っているが、各市町村の執行者側と議会側から合わせて二名ずつ出てきている。議事運営は今日までスムーズにしているが、一四四名の議員は多すぎる。この四月から半分にしよう、加盟市町村から一名にすることにしようとしているが、手続きがややこしくて、非常に時間がかかる。広域連合を残していくということであれば、新たな市町村連合に関係する法律を新たに作る必要があると思う。しかしまた新たに法律を作るとは今の時代にあまり適当でないとお考えになるのであれば、法改正によって私もが申し上げているような広域連合にしていたいただいてもよいと思う。

NPOと行政との連携は当然あるべきだと思うが、もう少しうまくいくように法での調整が必要だと思う。趣旨については賛成で、推奨すべきだと思っている。

神野委員

地方制度調査会で基礎自治体ないしは地方制度を見直す目的は、大きいとか小さいとかではなく強い自治体を作ることであると考えている。強い自治体をどうやって作っていくのか。国民国家の役割がポーターレス化やグローバル化で小さくなっていったら、自治体が担わなければならない役割が非常に増えてきている。強い自治体を作るためには、財政力を強めるといのが皆さん共通の主張で、

と地方の税源の配分を見直して、地方により多く財政の自己決定権を与えるということだった。これは地方分権推進委員会の最終報告の線に沿って進めることが重要であると思うが、なかなか進まない。そうした財政力の強さが要求されているのもその点にあると思う。

同時に、主張されたように、国民が自分の生活を決定できる権限を強めなければならない。身近なところでできるだけ自分たちの生活を決定できる要素を残さなければならぬ。この二律背反的なことをやるうとすると、町村会の提言のように、これは連合体と言われているが、もう少し言葉を強めて言えばフランス型のように共同体、都市共同体、地域共同体を作っていくということだ。今までの市町村の共同体を作っていくことだが、この場合のポイントは課税権を持たせるといことだ。

もう一つの方法はスウェーデン型のように合併はするのだが、しかし身近な住民サービスについては決定権が持てるような自治組織を作ることだ。強い政府を作っても身近な政府でなくなってしまうのは困るので、身近な政府であり続けるという方式がある。この二つの方式はそれぞれ町村会の提案

の中には活かされている。これは私の考え方も通じており、その点ではいいのだが、私の理解では市町村連合と地域自治組織のどちらか一方をやれということかと思っていたのだが、両方とも行うとお考えなのか。

もう一つ重要な点は、地域住民に対してどこが責任を持つのかということだ。この点は町村会も模索しているところだろうし、調査会も模索しているところなのでこう考えていますという結論は必要ない。こうした制度は重要なことなので、様々な形で慎重に考えていけばいい。こういう考えもあるというふうになり上げていけばいい。しかし結論がもし出ているのならば教えてほしい。

西野委員

広域連合に色々問題点があることはある程度承知しているが、その中で最も問題だと思われる点はどこなのかもう一度お聞きしたい。

主張されている「市町村連合」は私の理解では広域連合よりも権限を強めるということと課税権を与えるということだが、課税権を与えるということになると、地方は今二層だが三層という形になるのではないかと思うが、その点につ

情 報

いてどうお考えか。
市町村連合と都道府県との関係
についてはどのように考えている
か。

お考えになつてゐることは私も
もがいつも考えている住民に密着
した組織が住民の本当なニーズを
把握してそれを的確に供給する
ということである。市町村が、特に
農山村で過疎などの問題で闘いな
がら森林等を守つてらっしゃった
ことも分かるのだが、個々のこれ

新任都道府県町村会長の略歴

福井県町村会は一月八日の臨時総
会で次のとおり会長を選出した。
(一月八日付就任)

福井県町村会長
丹生郡越前町長

京谷 宗雄
昭和八年四月十二日生



【住所】福井県丹生郡越前町小樟第六
号一六番地

【町長に当選するまでの経歴】 昭和
五十年越前町議会議員 昭和五十八
年同議会議長 昭和六十二年越前町

からの将来を考えると人口の減少
傾向といふことはどうしても考え
ていかななくてはならないことだ。
広域的に提携するか合併するか

は別としても、提携して仕事に当
たつていくといふことは非常に重
要なことだ。連合という形を取り
ながらもしだいに合併できていく
態勢もあるいは整つていくかもし
れない。そういう時が来るのなら
その時に合併するといふことも考
えて、一定の措置を現行の特例法

監査委員 昭和五十四年越前町漁業
協同組合理事 平成五年越前町長

【町長としての当選回数】 三回

【町村会関係の経歴】 平成十一年福
井県町村会理事 同十三年同副会長

【主な業績】 国道三〇五号線バイパ
ス道路の着手、呼鳴門トンネルの開
通、国道三六五号線の改良など主要
道路網の整備 基幹産業である漁業
の振興のため各漁港を整備 観光産
業の活性化と漁業振興を担う施設と
して「越前がにミュージアム」を建
設し、「カニと水仙の町」をPR 社
会福祉事業の拠点として地域福祉セ
ンターを整備、高齢者福祉対策とし
て特別養護老人ホーム「海菜園」建
設 集落排水事業に着手 城崎北
南小学校統合 公共施設を光ファイ
バーで連結し、総合情報ネットワー
クを構築

【趣味】 読書、将棋、カラオケ
【家族】 妻、長男夫婦、孫

の期限切れの後も考えるべきだと
言つておられるのか。

山本会長

時間がないとのことであるので
結論だけ申し上げるが、私は法律
の専門家ではないのでこうだであ
だといふことは言えないのでその
点は予め了承いただきたい。

課税権について、これは事務事
業を母体である市町村とどう分け
るかによつて、同じ税を分け合う
といふ方法もあると思う。新たな
ものを作るといふのは大変なので
なかなかそうはいかない。例えば
連合の方がやつてゐる事務事業が
元の母体に比べて四〇%だとすれ
ばその四〇%分を連合の方に配分
してくれといふ話し合い、協定で
やつていけばいい。それだけの権限
があるといふことが決まればいい。

市町村連合は合併をした市町村
が入つて一緒にやつてもいい。合
併をしない市町村だけが一緒にや
るといふ意味ではない。

責任については、事務事業を分
けるわけだから、それに伴う責任
は持つべきだと思ふが、住民への
基本的な責任は母体の市町村が持
つべきではないだろうか。

都道府県と市町村連合だが、一
緒にやるとうまくいかないように
思ふ。今福岡県でやつてゐる介

護保険の広域連合については県が
入つた方がよかつたのか入らなく
てよかつたのかその結論はまだ見
いだしてないが、県が入ると市
町村連合、共同体にはならないと
私は思ふ。そういう解釈で、県と
の関係は現在の県と市町村の関係
と同じような関係でいいのではな
いかと思つてゐる。

農山村や中山間地では人口は確
実に減つていくといふことは間違
いない。しかし、そこに町や村が
あるから少子・高齢化を真剣に考
え取り組んでいけるのであつて、
合併すると一部分になつてしまつ
わけだから加速度的に人口が減つ
ていくと思ふ。この点は十分考
慮する必要がある。

市町村連合を何年かやつて経験
を積んでいくと、もう合併した方
がいいといふように進んでいくと
私は考へてゐる。むしろそれを期
待してゐる。なぜ今合併を真剣に
考へてゐるかといふと、財政でだ
んだん締め付けられてきたからで
あり、お金が潤沢にあれば誰もそ
のような議論はしない。だから市
町村連合を作つてやつていくと合
併して一つになるうといふ気運の
醸成になるだろう。将来はそれで
合併がすんなりといふのではない
か。(了)